

坂本孝司 TKC全国会会長 栗田照久

金融庁の栗田照久監督局長とTKC全国会坂本孝司会長との対談では、コロナ禍を乗り越え 力強い経済回復を後押しするための中小企業金融政策として、資金繰り支援や経営改善・ 事業再生・事業転換支援とともに、原油などの資源高を踏まえた「コロナ+α」の対応が必要に なると語られた。また認定支援機関である金融機関や税理士等が連携して中小企業の経営 改善支援に取り組む地域ごとの「事業者支援態勢」構築や、4月に見直しが行われた「ポスト コロナ持続的発展計画事業」活用の重要性も指摘された。

■**進行:本誌副編集長 内薗寛仁** ■とき:令和4年5月11日(x) ■ところ:金融庁監督局長室

photo: 山崎裕一

事業の再生・転換支援が喫緊の課題中小企業の過剰債務問題や

――本日は公務ご多忙のなか対談の時間を設けていただき、ありがとうござい間を設けていただき、ありがとうございます。栗田局長は京都大学法学部から大きす。栗田特別な理由があったわけですが、その理由からお聞かせいただけますか。 栗田 特別な理由があったわけではないのですが、若かったせいか営利企業に入ってもうけることにぴんと来ないところがあったのですね。公益に資するような仕事をしたいという気持ちが強くありな仕事をしたいという気持ちが強くありれる役所として、経済官庁に興味がありれる役所として、経済官庁に興味がありれる役所として、経済官庁に興味があり

出来事などはありますか。されていますが、特に印象に残っている企画局総務課長、監督局参事官等を歴任――ご経歴を拝見すると入省後は総務

――2018年から監督局長をお務め に法律の作成に携わっていました。その 官房や企業開示課長なども務めました。 をの多くは監督局で仕事をし、その間 をとの多くは監督局で仕事をし、その間 をのりました。 の間

ていることをお聞かせください。ですが、現在、特に重点的に取り組まれ

栗田 最重要課題はやはりコロナ対応 の最初に「コロナを乗り越え、力強い 経済回復を後押しする」と掲げています。 経済回復を後押しする」と掲げています。 を繰り支援が最大のテーマでした。それ 金繰り支援が最大のテーマでした。それ は今でも続いていますが、現在3年目を は今でも続いていますが、現在3年目を は今でも続いていますが、現在3年目を ることです。

また、過剰債務には至っていないもののコロナ禍となり従来の仕事の仕方を継続することが困難になっている中小企業も多く、そういう企業には経営改善支援を事業再生支援、事業転換支援などが必要となります。今後、こうした取り組みが大きなウエートを占めてくると思います。

勢等の影響により中小企業の経営環境は打ちとなり、中小企業はかなり苦しい状況です。我々も、「コロナ+α」の対応況です。我々も、「コロナ+α」の対応況です。我々も、「コロナ+α」の対応

複合的なものとなってきていますね。厳しさを増し、中小企業金融政策もより

ポスコロ事業は金融機関にとっても有意義税理士と連携した経営改善支援が可能な

――中小企業金融政策のお話がありましたが、この4月に「ポストコロ事業)」 の制度見直しが行われました。一番のポイントは、過去にプレ405およびポスイントは、過去にプレ405およびポスコロ事業、405事業を利用した企業もポスコロ事業、405事業を利用した企業もどです。

坂本 コロナ禍によってこれまでと外部環境が一変した以上、プレ405を活用してコロナ前に作っていた経営改善計画は見直しが必要となります。本事業が一度しか使えないのではコロナ禍を乗りがう問題意識がありました。そのことは、栗田局長も出席されていた「自民党TKC栗田局長も出席されていた「自民党TKC、コロナ禍を乗り議員連盟」第2回総会(2022年2月10日)の席でも申し上げました。

業の経営改善支援に全力を注いでいこう挙げて、ポスコロ事業を活用した中小企今回の制度見直しを受け、我々は会を

思っています。405事業は金融支思っています。405事業は金融支援ですが、ポスコロ事業はいわば企業が接ですが、ポスコロ事業はいわば企業が接ですが、ポスコロ事業はいわば企業が接ですが、ポスコロ事業はいわば企業が

東田 おっしゃる通りで、経営支援は 東田 おっしゃる通りで、経営支援は 大切です。そういう意味で、ポスコロ事 支援機関が、経営改善計画策定など早期 変援機関が、経営改善計画策定など早期 の経営改善の取り組みを促進し、地域中 小企業を支援する制度は、金融機関にと が企業を支援する制度は、金融機関にと が、経営改善が、経営支援は

組んでほしいですね。

地域金融機関は現在、事業性評価に力き改善支援業務を行える人材はどうして営改善支援業務を行える人材はどうしても不足しがちなところがあります。その点からも税理士の方々など専門家の力を点からも税理士の方々など専門家の力をがあります。そのを、した地域中小企業のために、税理士や商工む地域中小企業のために、税理士や商工を議所などと力を合わせて積極的に取りな地域中小企業のために、税理士や商工を議所などと力を合わせて積極的に取りる。

坂本 心強いメッセージをお聞きでき

でまいりたいと思います。ました。我々は使命感に燃えて取り組

ん

一点、中小企業支援に重要な役割を担っている認定支援機関制度について説明させてください。私は制度発足時の検討メンバーの一人として、東日本大震災後メンバーの一人として、東日本大震災後メンバーの一人として、東日本大震災後は、マクロ政策審議会企業力強化部会」の委員を務めました。その席で申し上げたのは、マクロ政策を組み合わせるミクロ政は、マクロ政策を議会企業力強化部会」の委において、日本の法人の9割に関与している税理士と、雨の日も風の日もオートバイを走らせて中小零細企業を訪れている地域金融機関の2者を国がうまく活用すべきということでした。

また私はその頃、金融庁と中小企業庁でする」という発想で中小企業の経営にくする」という発想で中小企業の経営にくする」という発想で中小企業の経営にくする」という発想で中小企業の経営にくする」という発想で中小企業庁を立ち、身の丈にあった会計基準を作るであると申し上げました。

機関制度が創設されました。領)」が公表され、同年8月に認定支援業の会計に関する基本要領(中小会計要業の会計に関する基本要領(中小会計要

栗田 実は私も当時、「中小企業の会

を存じ上げていました。から坂本会長や河﨑(照行)先生のこと示課長として出席していました。その時計に関する検討会」に金融庁から企業開

坂本 そうでしたか。中小会計要領の 大変に携わられた栗田局長にあらた が準拠するなど普及が進み、社会的イ と計要領はTKC会員の関与先企業の大 会計要領はTKC会員の関与先企業の大 とが準拠するなど普及が進み、社会的イ

慮して作られましたね。 思えるように、理解しやすく、実務を考要田 中小企業経営者が活用しようと

坂本 経営者が自社の経営状況を把握するのに役立ち、会計と税制の調和が図られた良い仕組みですし、そのとき創設された認定支援機関制度があったからこされた認定支援機関制度があったからことがある。

「事業者支援態勢構築プロジェクト」推進を地域関係者(認定支援機関)一体となって

進と態勢構築」には、地域の関係者として営改善・事業再生・事業転換支援等の推「2021事務年度金融行政方針」の「経―― 金融庁が昨年8月に公表された

■金融庁「2021事務年度 金融行政方針」(2021年8月)より抜粋

- I. コロナを乗り越え、力強い経済回復を後押しする
- 2. 地域経済再生のための取組み
- (1) 経営改善・事業再生・事業転換支援等の推進と態勢構築

ワクチン接種の進捗等により、経済活動は徐々に活性化していくことが期待されるものの、コ ロナの影響と売上の回復の行方は個々の事業者により様々だ。特に、資金繰り支援にとどまらな い経営課題に直面する事業者に対しては、地域に根差した金融機関が中心となり、地域・業種の 特性も勘案し、経営改善・事業再生・事業転換支援等の取組みを進めていくことが必要だ。

このため、地域の関係者(金融機関、信用保証協会、商工団体、地方公共団体、中小企業再生 支援協議会、中小企業基盤整備機構、地域経済活性化支援機構(REVIC)、税理士等)と連携・協 働し、実効性のある事業者支援態勢の構築・強化を通じて、経営改善・事業再生・事業転換支援 等の取組みを一体的かつ包括的に推進していく。具体的には、財務局において、経済産業局と連 携し、こうした地域の関係者と協議の上、都道府県ごとに事業者の支援に当たっての課題と対応 策を関係者間で共有する「<u>事業者支援態勢構築プロジェクト</u>」を推進する。その際、必要に応じ て支援や相談の軸となる中核機関を特定するなど、個々の事業者が適切な地域の関係者から支援 を受けられる態勢となっているか確認する。 (下線は編集部)

考えています。

きっちり区別した経理が徹

底され

なけ

ば経営者保証の問題の根本的

な解決には

という言葉が盛り込まれるの ことです は画 期 的 な

とあり、

後に

「税理士」

と明記され

7

、ます

(左表)。

並融行政

0)

中

で税理

金融機関、

信用保証協会、

商

工

团

体……

それがスムーズな支援のために必要だと 展しないと思っています。地域ごとに異 られる地域の関係者と協働 ていただき、 士の方々などにこのプロジェクトに入っ の連携のもと、 なる事情を踏まえ、 支援は、中小企業のことをよく知ってお 今回の目玉の一つです。 事業者支援態勢構築プロジェ 栗田 金融行政方針に記載され 普段から態勢を作っておく。 金融機関だけでなく税理 財務局と経済産業局 要は、 しない ークト」 中小 限 7 ŋ 企 11 は 進 る

と思っています。 じの税理士の方々抜きには考えられな ら最も頼りにされ、 りますが、大切なのは日頃の中小 と認識しています。債務免除等の 実態の把握ですから、 ると弁護士などに登場いただく場 その中で税理士の方々は重要な構成 実態を最もよくご存 中小企業経営者か 企業 話に 面 しもあ の な 員

そういう意味でも我々税理士をうまく活用 その接点を持つ税理士が協力できます。 援が得意な弁護士へおつなぎするの していただければ、 本 中小企業活性化協議会や再生支 ありがたく思います。

決算書の信頼性確保、 書面添付+中小会計要領 経営者保証解除

ことが出てくると思 理あります。要は、 からも経営者保証が必要」というの ているような場合には、 に、「法人と個人のお金を一 く今後、事業再生の局面でも支障になる 局面等で問題となっていますが、 証は事業承継あるい えているのが経営者保証です。 栗田 方で金融機関サイドが言わ もう一つ、 法人と個 はスタートアッ 重要な課題として います。 規律 緒 付けの 人の に経 経営者保 れ お金を おそら るよう 観点 理し

小企業に接している税理 る書面添付制度があります。 きるものとして税理士法第33条の2によ 用を要請されていますが、 浸透・定着するように金融機関にその 依存しない融資を促進する観点から いただければと期待します 至らない。この点につい 営者保証ガイドライン」が 分経理 坂本 金融庁では担保・ 一や適時な情報開示などに活用で て、 士 保 法人と個人 融資慣行とし 0) 証に 日常的に 方 パ々に指 に過度に 中

的にそれを保証しています。 務申告書の保証をすることによって間接はおそらく3万社に満たない。書面添付はおそらく3万社に満たない。書面添付はおそらく3万社に満たない。書面添付

でルと考えられます。それは、中小企業でいと考えられます。それは、中小企業を監査も一部あるとはいわれています。とは組みから決算書の適正性を間接的に保任組みから決算書の適正性を間接的に保証するものであり、中小会計要領に準拠した書面添付は国際的に十分通用するレースメリカは証券取引所法監査以外、任



――実際に、書面添付を活用して法人、 書面添付は我々が税理士資格をかけて 実施しているものであり、国税だけでな く、経営者保証の解除など中小企業金融 く、経営者保証の解除など中小企業金融 にさらに活用されることを期待します。

栗田 心ある金融機関は、経営者保証 **栗田** 心ある金融機関は、経営者保証 ではあるのです。そのときに今おっしゃ ではあるのです。そのときに今おっしゃ ではあるのです。そのときに今おっしゃ ではあるのです。そのときに今おっしゃ

坂本 TKC会員は書面添付を「税理 大会の席で、「書面添付は中小企業の決算 作に知中龍太郎監督局長(肩書きは当時、 のちに金融庁長官)が、2018年に遠藤 を英監督局長(同)が、TKC全国役員 を英監督局長(同)が、TKC全国役員 を英監督局長(同)が、TKC全国役員 を当とエールをおくってくださり、我々 を」とエールをおくってくださり、我々 を」とエールをおくってくださり、我々 を」とエールをおくってくださり、我々

今回ポスコロ事業の制度見直しにおいた。問われるべき大切なテーマではないは、問われるべき大切なテーマではないは、問われるべき大切なテーマではないかと思います。

決算書等の情報開示は大変貴重税理士が帳簿書類を毎月監査した

個人の区分がなされたとみなし、経営者

30万件を超えています。 ―― TKCでは、書面添付を含め税務 書へ提出した税務申告書や決算書などを をいう仕組みを開発し、2016年10月 という仕組みを開発し、2016年10月 という仕組みを開発し、2016年10月

栗田 そうした確かなデータをデジタ企業が銀行ごとに決算書を作るというの位業が銀行ごとに決算書を作るというのはまれに耳にしますが、MISであればはまれに耳にしますが、MISであればすることができています。

りがたいでしょうから、もっと数が増え

ルで入手できるのは金融機関にとってあ

6



るとよいですね。

その普及に努めています。 て、金融機関トップとの対談等を通じ、 坂本 全国のTKCの各地域会におい

MISは、30万人の経営者の価値観を 変えたのではないかと思っています。以 デしていこうと。経営者の発想もコペ ルニクス的に転換してきていることを感 ルニクス的に転換してきていることを感 があっ があっ がます。以

一助にもなればと思います。
り、MISがそういう経営者が報われる報開示こそ中小企業の生きていく道であが、中小企業こそそうあるべきです。情が、中小企業これの基本と大企業ではよくいわれます

経営の支援に尽力してほしい事業性評価の本質でもある付加価値

とがよりよく分かります。 は自社のことが、金融機関は取引先のこ 増減要因などを書き込むことで、経営者 また例えば書面添付に企業の付加価値の 経営改善支援においても付加価値をいか るからです。我々が今後取り組んでいく 増大)が日本全体のGDPの底上げとな の付加価値を高めること(限界利益額 たコストカット経営ではなく、中小企業 小企業の付加価値経営支援に力を入れて を支援しよう!」を運動方針に掲げ、 査を断行し、企業の黒字決算と適正申 に高められるかという切り口で臨みます。 います。これまで日本で長らく続いてい 坂本 TKC全国会はいま、「巡回 中

栗田 金融機関が取り組む事業性評価というのはまさにそういうことだと思います。経費節減のみでは限界があり、中長期的には企業の成長につながりません。を支援するのが本質的な事業性評価の意を支援するのが本質的な事業性評価の意います。同時に、事業性評価に基づき、います。同時に、事業性評価に基づき、います。同時に、事業性評価に基づき、

考えています。 価値向上に貢献していくことが重要だと進することなどを通じて顧客企業の付加

願いいたします。 ―― 最後に、TKC会員への期待をお

栗田 中小企業の実態を一番よく分かっておられる税理士の方々が、金融機関っておられる税理士の方々が、金融機関っておられる税理士の方々が、金融機関っておられる税理士の方々が、金融機関っておられるで一層中身の濃い中小企業の経営アドバイはずです。また中小企業の経営アドバイスにも積極的に取り組んでいただくことを期待します。それが坂本会長がおっしを期待します。それが坂本会長がおっとやの正結び付き、日本経済全体の重要なったように企業の経営改善、付加価値で支えにつながると思います。

(構成/TKC出版 内薗寛仁・清水公一朗

栗田照久◎くりた・てるひさ

て、2018年より金融庁監督局長。 行第一課長、金融庁監督局参事官などを経督局総務課監督調査室長、金融庁監督局銀大学法学部卒業後、大蔵省入省。金融庁監1963年8月生まれ。京都府出身。京都